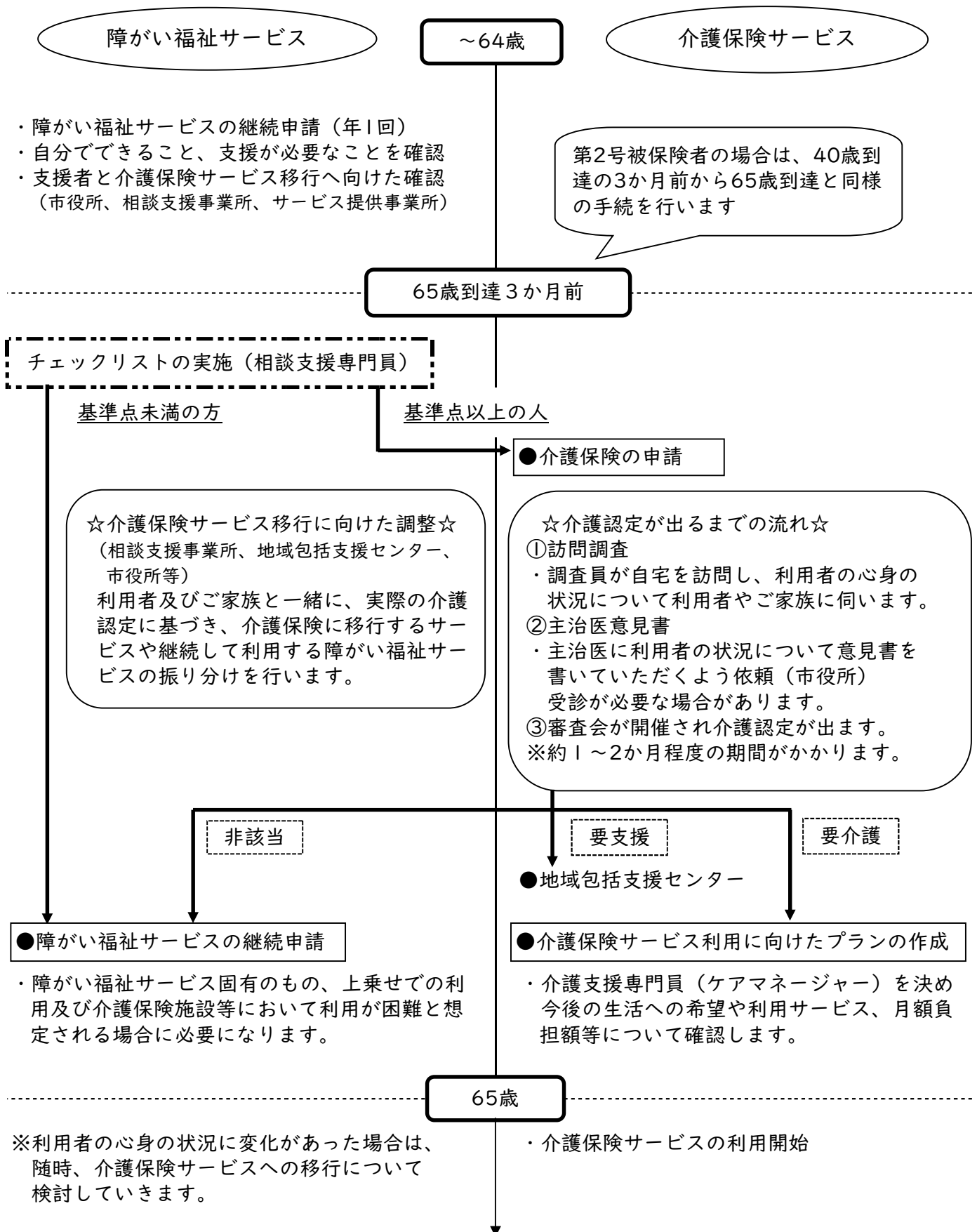


～介護保険移行におけるフローチャート～



別紙②

宇和島市における障がい者の移動に関するニーズ調査（2023）

宇和島市地域自立支援協議会 生活支援部会

1. はじめに

宇和島市地域自立支援協議会・生活支援部会では、これまでに障がいのある方が移動や外出時に直面している課題について認識してきた。しかし、具体的な課題についてはまだ整理が進んでおらず、個人（障がい種別やライフステージなど）によって課題も様々である可能性が考えられた。そこで、障がいのある方の移動に関する実態やニーズの理解を目的に調査を実施した。

2. 調査方法

- 1) 第7期宇和島市障がい福祉計画におけるアンケート
宇和島市障がい福祉に関するアンケート調査内に移動や外出に関連する項目を設け、回収した。
- 2) 生活支援部会によるアンケート
障害者団体等を通じて、障のある方やご家族に回答いただき、回収した。

3. 対象者と回答数

- 1) 宇和島市内の障がい児者：1,000人（無作為抽出）、回答数：396人（うち児童：21人）
- 2) 障害者団体等：回答数：135人
障害者協議会、なんよエリア視覚障がい者協会、手をつなぐ育成会、みどりの会、
こころ根っつ・ゆうきの会、障がい福祉サービス通所事業所 相談支援事業所 他

4. 結果概要

- 1) 第7期宇和島市障がい福祉計画におけるアンケート
 - ① 同行援護、行動援護、および移動支援といった移動に関する障害福祉サービスにおいて、それぞれの利用割合は1%未満であり、利用者数が少ない状況であった。同様に、3年以内に利用したいと思うサービスについても、回答は低調であった。
 - ② 利用した障害福祉サービスに対する不満の主な要因は、「サービス内容についての情報が少ない」「利用したいサービスがあるのに条件に合わず利用できない」「利用したい日や時間に利用できない」であった。また、障害福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについては、「どのようなサービスがあるか詳しい情報を提供してほしい」が38.1%と最も高かった。

- ③ 希望する暮らしを送るために必要な支援に関して、「送迎バス等の運行など外出支援サービスが充実すること」「外出先での屋内移動などの支援をしてくれること」の回答合計が32.8%（回答項目の上位2番目）であった。
- ④ 支援が必要な外出目的に関しては「医療機関」が36.6%で最も高かった。次いで「買い物」「金融機関や公的施設」「通勤や通所・通学」も一定の回答があった。
- ⑤ 障がいがあっても働きやすくなるために必要なことに関して、「通勤手段が確保されていること」の回答は30.8%であった。
- ⑥ 外出するときに困ることに関して、「公共交通機関が少ない」が18.9%と最も高かった。次いで「バスや電車の乗降りが困難」「困ったときにどうすればいいのか心配」も一定の回答があった。
- ⑦ 児童を対象としたアンケートにおいて、こどもが18歳以上になった後の不安や心配に関しては、「緊急時・災害時のこと」に次いで「外出、移動のこと」が61.9%であった。

2) 生活支援部会によるアンケート

- ① 移動に関して困っていることに関して「ある」が30%であった。困っている内容は「支援者がいない」が38.5%、「経済面」が30.8%であった。自由記述欄では「家族の支援が受けられなければ、外出を諦めなければならない」などの回答が最も多かった。また「市内に移動支援を利用できる事業所が少ない」や「公共交通（民間バス・コミュニティバス）の便がない、少ない」「公共交通機関を利用に至るまでの移動や移乗に支援が必要」などの回答もあった。
- ② 移動・外出に関する福祉サービスを利用している方は、居宅介護（通院介助）が2.3%、同行援護が4.6%、移動支援が3.1%と低調であった。タクシーチケットは10%の方が利用していた。
- ③ 移動・外出に関する福祉サービスを利用している方の半数は「利用しにくい」の回答があり、その内容は「ヘルパーの数が少ない」「タクシーチケットの枚数が少ない」などであった。
- ④ 移動・外出に関する福祉サービスを利用に関して「知っているが、利用していない」は46.5%であった。利用していない理由は「自分で移動ができる」「家族が運転できるから」「家族のサポートがあるから」などが多かった。一方で「サービスの中身をよく知らない」「どのような場合に利用できるのか分からない」などの回答もあった。
- ⑤ 移動・外出に関して「あったらいいな」と思うサービスは、大きくは以下の（ア）～（ウ）の回答があった。

（ア）車いす対応のコミュニティバス、乗り合いタクシー、スーパーなどへの無料送迎バス」の公共交通の隙間を埋める内容。

（イ）同行援護や移動支援のサービス提供事業者が車両での移動も担ってほしいという内容。

（ウ）「余暇や自立をサポートする移動支援」「休日の支援」「障がいの特性に対応できるヘルパー」「コミュニケーションの支援ができるヘルパー」などの移動支援の充実に関する内容。

5. 考察

移動や外出の支援が必要な方々の多くは、家族のサポートによって（運転を含む）、日常生活を送っていることが把握できた。家族のサポートがあるうちは良いが、家族がサポートできなくなった際への不安がある方も多くいた。実際に家族のサポートが受けられず、移動や外出が制限される方がいることも確認できた。

日常生活だけでなく、就労においても移動手段の確保が必要不可欠であることが見えてきたが、宇和島市の公共交通機関の少なさを指摘する声もあった。

同行援護、行動援護、移動支援などの移動に関する福祉サービスについては、第7期障がい福祉計画におけるアンケートでは、今後3年以内に利用したいと思う割合は低調であった。しかし、生活支援部会によるアンケートを含めた結果概要からは、日常生活を送る上で移動や外出に関する不安やニーズがある方が多数存在していることも把握でき、希望と現実とのミスマッチがあることが明らかになった。

このミスマッチの要因として、移動に関するサービスについて「情報が分かりにくい」「情報提供が十分でないこと」の可能性もある。また、「利用できる事業所が少ない」「タイムリーなサービス利用ができない」といった可能性も考えられる。

6. 生活支援部会の今後の取組み

考察から明らかになったミスマッチに対して、2つのアプローチを検討している。まず、移動に関するサービスの情報の提供方法については、情報発信と周知の見直しと改善に向けた検討を行っていく。さらに、移動に関するサービス事業所の不足については、事業所の実態把握やその要因に関する調査を実施する。

別紙③ ★宇和島市におけるライフステージごとの障がい児・者を支える仕組み（社会資源一覧）（事業所等順不同）★

宇和島市地域自立支援協議会 運営会議及び相談支援調整会議作成 令和6.3月現在

宇和島市の目指す姿

障がいがあっても地域で安心して暮らせる宇和島市

乳幼児期 ●

学齢期（小学校）～思春期（中・高等学校） ▲

青年期（18歳～）・壮年期～高年期 ■

記号●・▲・■…利用できる時期の標記

■※ 障害福祉サービスのうち、居宅介護・短期入所・行動援護・同行援護以外は原則18歳以上の利用だが、児童相談所の意見書があれば15歳から18歳未満でも利用は可能

相談窓口 ●▲■

・市役所：福祉課（障がい福祉係）・こども家庭課・保険健康課（母子・成人保健係）・各支所（福祉環境係・保健師駐在）・宇和島保健所 健康増進課・手話通訳者、要約筆記者等派遣：福祉課 障がい福祉係

宇和島市障がい者虐待防止センター（福祉課 障がい福祉係）

相談支援事業所 ●▲■

※R6.5月～宇和島市発達支援センター開設予定

・相談支援センター 豊正園 ・地域活動支援センター 柿の木 ・相談支援事業所 八つ鹿工房 ・相談支援事業所 はーと ・相談支援事業所 あいか ・相談支援事業所 あえる宇和島 ・宇和島市障害者地域活動支援センター グリーン工房 ・南愛媛療育センター相談支援事業所（鬼北町）

医療機関 ●▲■

- ・市立宇和島病院（小児科）→●▲
- ・南愛媛病院・療育センター（市外）
- ・宇和島市立吉田病院（心療内科）
- ・正光会宇和島病院、正光会広小路診療所
- ・JCHO 宇和島病院（心療内科）
- ・その他

教育 ●▲

- ・宇和島市教育委員会学校教育課、吉田、三間、津島支所教育係
- ・宇和島市こども支援教室「わかたけ」

日中活動支援

【就労継続支援 A 型】 ■※

- ・A・I Hope
- 【就労継続支援 B 型】 ■※
- ・多機能型事業所たんぼほスマイル ・八つ鹿工房 和霊
- ・はまゆう共同作業所 ・就労継続支援事業所ピアさかえ
- ・ぼこあぼこ ・Perla ・ワークスタジオ
- ・多機能型支援事業所よしだ ・ゆいの里 ・かかし
- ・久遠チョコレート宇和島店
- 【生活介護】 ■※
- ・多機能型事業所たんぼほスマイル ・八つ鹿工房 高光
- ・障害者支援施設 豊正園 ・あけぼの園
- ・医師会通所看護さくらまち ・ナースングデイゆらり
- ・多機能型支援事業所よしだ ・つなぐ
- ・デイサービスセンター笑歩会 丸之内

【就労移行支援】 ■※

- ・多機能型支援事業所よしだ
- 【就労支援型 自立訓練】 ■※ ・Aile ワークス宇和島
- 【日中一時支援事業】 ●▲■
- ・八つ鹿工房 ・ケアサポートゆらり
- ・豊正園 ・多機能型支援事業所よしだ

【地域活動支援センター】 ●▲■

- ・地域活動支援センター柿の木
- ・地域活動支援センター青空どりーむ
- ・宇和島市障害者地域活動支援センターグリーン工房

同行援護・行動援護・移動支援 ●▲■

【同行援護】

- ・宇和島市社会福祉協議会（宇和島、吉田、津島）
- ・介護ステーションすみれ ・ラポールヘルパーステーション
- ・ヘルパーあさがお ・ケアセンター宇和島
- ・カンナ介護ステーション

【移動支援】

- ・宇和島市社会福祉協議会 ・ケアセンター宇和島
- ・ヘルパーステーションあいか ・カンナ介護ステーション

【助成制度】

- ・宇和島市障がい者タクシー料金給付事業

【介護・福祉タクシー】

- ・介護タクシー 介援隊 ・介護タクシー 雅夢（まさゆめ）
- ・ひだまり介護タクシー ・介護タクシー まごころ
- ・介護タクシー あかり ・福祉タクシー みに
- ・介護タクシー ひかり ・山下介護タクシー
- ・エール福祉タクシー ・あい愛介護タクシー
- ・アイビー福祉タクシー ・KEL

児童発達支援 ●

- ・あけぼの園 ・ナースングデイゆらり
- ・愛ほっと療育ステーション

放課後等デイサービス ▲

- ・あけぼの園
- ・なないろの羽（鶴島ルーム、番城ルーム）
- ・Aile 学舎（和霊教室、丸之内教室）
- ・ナースングデイゆらり
- ・愛ほっと療育ステーション

保育所等訪問支援 ●▲

- ・なないろの羽（R5.10.1～） ・愛ほっと療育ステーション（R6.4.1～予定）

居宅介護・短期入所・重度訪問介護・訪問入浴

【居宅介護】 ●▲■

- ・ケアサポートのどか ・ケアセンター宇和島
- ・宇和島市社会福祉協議会（宇和島、吉田、津島）
- ・セントケア宇和島 ・ヘルパーステーションみずき
- ・ラポールヘルパーステーション ・サクラ明倫
- ・ニチイケアセンターうわじま、あけぼの
- ・介護ステーションすみれ ・カンナ介護ステーション
- ・ケアサポートゆずりは ・介護センター・スマイル
- ・ヘルパーこでまり ・ケアサポートあかり
- ・ヘルパーあさがお ・ヘルパーステーションあいか
- ・ヘルパーステーション笑歩会 保田
- ・ケアサポートセンター あいび〜
- ・ケアサービス みかん

【短期入所】 ■

- ・短期入所施設 豊正園 ・はまゆうホーム
- ・短期入所事業所 たんぼほスマイル
- ・きさいやホーム よしだ

家族会・当事者団体 ●▲■

【家族会】

- ・こころ根っつ・ゆうきの会（発達障がい児者親の会）
- ・吉田町手をつなぐ育成会 ・宇和島市手をつなぐ育成会
- ・あけぼの会（精神） ・みどりの会（精神）

【当事者団体】

- ・宇和島市障害者協議会（5 団体）
- 宇和島市肢体障害者協会、宇和島市聴覚障害者協会、吉田町障害者福祉協議会 三間町身体障害者福祉協議会
- なんよエリア視覚障がい者協会

【重度訪問介護】 ■※

- ・宇和島市社会福祉協議会（宇和島、吉田、津島）
- ・ラポールヘルパーステーション
- ・ケアサポートゆずりは
- ・ニチイケアセンターうわじま、あけぼの
- ・ケアサポートのどか ・ケアセンター宇和島
- ・ヘルパーこでまり ・サクラ明倫
- ・ヘルパーあさがお ・介護ステーションすみれ
- ・ヘルパーステーションみずき
- ・ケアサポートあかり ・ヘルパーステーションあいか
- ・介護センター・スマイル ・カンナ介護ステーション
- ・ケアサポートセンター あいび〜 ・ケアサービス みかん

【訪問入浴】 ●▲■

- ・宇和島市社会福祉協議会

就労支援

【就労支援機関】 ■

- ・障害者就業・生活支援センター「きら」
- ・宇和島公共職業安定所「ハローワーク」
- ・愛媛県宇和島産業技術専門学校

【就労定着支援】 ■※

- ・八つ鹿工房 高光

地域移行支援・地域定着支援 ■※

- ・地域活動支援センター 柿の木
- ・宇和島市障害者地域活動支援センター グリーン工房

グループホーム・入所施設

【共同生活援助（グループホーム）】 ■※

- ・正光会 そーしゃるさぼーと
- ・上谷 ひより
- ・きさいやホーム うわじま
- ・きさいやホーム よしだ
- ・はまゆうホーム

【障害者支援施設】 ■※

- ・豊正園
- （R5.12.1 三間町移転）
- 【救護施設】 ■
- ・寿楽荘

金銭管理・生活・消費相談 ■

【成年後見制度】

- ・宇和島地区権利擁護センター「ピット」（宇和島市社会福祉協議会内）
- ・市役所福祉課 障がい福祉係
- 【福祉サービス利用援助事業】
- ・宇和島市社会福祉協議会

【消費相談】

- ・消費生活センター 市役所市民生活課 コミュニティ推進係
- 【生活困窮相談】
- ・市役所福祉課「くらしの相談窓口」
- ・保護課

その他の支援

- ・シルバー人材センター ・配食サービス
- ・便利屋など インフォーマルサービス
- ・民生児童委員 ・ボランティア団体

宇和島市地域自立支援協議会：全体会、運営会議及び相談支援調整会議、専門部会（生活支援・就労支援・こども・居住福祉） 役割：地域課題の整理、共有、地域のサービス基盤の整備の検討

各部会、個別支援会議等を通じた共通課題の集積が必要

子どもの移行期（高校卒業直後）に関するアンケートによる聞き取り調査

【質問1】対象者区分

①年齢

	件数	割合
10代	7	28%
20代	10	40%
30代	8	32%
40代	0	0%
合計	25	100%

②性別

	件数	割合
男性	15	60%
女性	10	40%
合計	25	100%

③所属

	件数	割合
在学中	6	24%
卒業	19	76%
合計	25	100%

在学中

	件数	割合
特別支援	3	50%
一般	3	50%
合計	6	100%

	件数	割合
高校1年	1	17%
高校2年	2	33%
高校3年	2	33%
定時制高1	1	17%
定時制高2	0	0%
定時制高3	0	0%
合計	6	100%

卒業

	件数	割合
特別支援	18	95%
一般	1	5%
合計	19	100%

④サービス開始時期の制度

	件数	割合
ア) 旧法	7	28%
イ) 新法	18	72%
合計	25	100%

⑤学校卒業の方が現在利用している就労系サービス

	件数	割合
A型	1	5%
B型	6	32%
生活介護	8	42%
併用	2	11%
その他	2	11%
合計	19	100%

【質問2】在学中、卒業後の就労等についてどのような困りごとや不安を感じたことがありますか。

また卒業された方はどのような困りごとや不安がありましたか。（複数回答あり）

	件数	割合
①情報不足	7	17%
②仕事内容・相談先がわからない	5	12%
③空白時間	7	17%
④事業所選び	10	24%
⑤余暇	1	2%
⑥送迎	4	10%
⑦サービスが変わる	1	2%
⑧営業時間	3	7%
⑨その他	4	10%
合計	42	100%

・自身に“障がい”があるという認識が薄く、卒業後はすぐに働くことができていると思っている。
 ・B型利用時、(保護者が)支所まで連れて行かないといけないので、(B型が支所まで迎えに来る)自宅まで送迎してほしい。

【質問3】 在学中の方はどのような対応をお考えですか。

また卒業された方はどのように対応をしましたか。（複数回答あり）

	件数	割合
①仕事の調整	5	9%
②事業所へ相談	8	15%
③本人に留守番の練習	3	5%
④ヘルパーの利用	1	2%
⑤移動支援の利用	0	0%
⑥身内へ相談	7	13%
⑦近所へ相談	1	2%
⑧自分で調査	2	4%
⑨学校へ相談	5	9%
⑩友人・先輩の保護者へ 相談	4	7%
⑪相談支援専門員へ相談	8	15%
⑫ハローワークへ相談	0	0%
⑬就業・生活支援センター	2	4%
⑭福祉課窓口へ相談	1	2%
⑮その他	8	15%
合計	55	100%

- ・ 医師と相談
- ・ 当時の相談支援専門員
- ・ まだ分からない
- ・ 父母の会等、PTAのような会
- ・ 就労準備として、親の会で移行・就労について意見交換会
(就労A・Bの事業所に複数集ってもらい、事業所及びサービスなど教えてもらい質疑) したことがある。
- ・ 留守番

◎ アンケート結果から見た事

【結果】

・ アンケートの結果として、一番求められているのが「預かり」というポイントであった。ただし、空白の時間の過ごし方や目的もケースにより異なる。さらには、本人か保護者視点かも不明な部分もあり。（どちらかというと保護者ニーズ）また、移行期の不安では「情報不足」や「事業所選び」「相談先がわからない」など、別の課題も多い。相談先としては「身内」の次に「相談支援専門員」の割合が高い。

【考察】

・ 「預かり」の受け皿として考えられる事業「日中一時支援」があるが、使いたいが使えない現状があると思われる。事業所が抱えている現状も知る必要があるのではないかな。

例えば、実際使おうとした場合、利用条件・送迎がない、事業所側の体制の問題もあり、クリアしないといけない事が多く、サービスを使えたとしても使い勝手が悪そうなど。

・ 今あるサービスについて、もっと誰もが使いやすいサービスへ改善していくことも重要ではないかな。

・ 福祉サービス以外でも、社会資源や一般的なサービスの中で活用できるものはないか。障がい者だから福祉サービス内だけで考えると非常に狭くなるため、それぞれの困りごとに応えられる社会資源はないかなど、視点を広げて考えることも必要。

・ 当事者側は、各福祉サービスの種類や違いやどのように使えるのかなど、知らないことの方が多い。福祉サービスまたは社会資源に関しても、当事者家族の状況・状態を丁寧にアセスメントし、必要な情報提供を早めに随時、具体的にしていけると選択の幅も広がるのではないかな。

【所感及び今後について】

・ このように限られた支援の枠の中で補いきれないものについては、家族や親族等身近な人で対応するなど、当事者家族が人知れず抱え込んでいる困りごととも様々あることが垣間見えはっとさせられた。

・ 相談先として、情報提供者やつなぎ役として、相談支援専門員の役割の大切さを改めて感じた。

・ 当事者がより必要としている支援が届くようにするため、この調査結果も踏まえ、ニーズ調査や連携強化を継続してみる。

・ 相談や早期からの機関連携・共有によって、軽減される不安ごともあると思われる。拾い上げた当事者の声を発信しつつ、各支援者・関係機関と協力しながら支援していく方法について検討の場を作っていきたい。

地域生活支援拠点等の整備について

(1) 趣 旨

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実状に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

(2) 目 的

重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい児者やその家族の緊急事態に対応を図る。

- 1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から GH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

(3) 整備類型

- 1) 「多機能拠点整備型」：拠点等の機能を集約してグループホームや障害者支援施設に付加
- 2) 「面的整備」：地域の複数の機関が分担して機能を担う体制

(4) 拠点等の機能

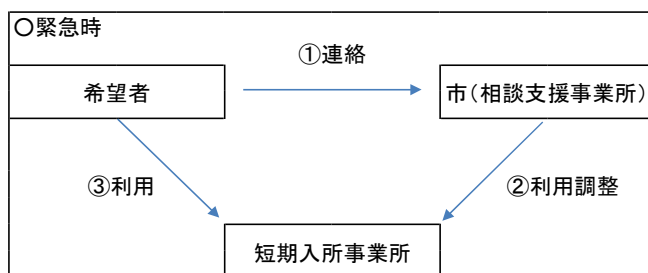
機能	機能詳細（国が示している内容）
①相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。
②緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(5) 宇和島市における地域生活支援拠点等の整備案

- 1) 基本方針：5つの機能のうち、相談、緊急時の受け入れ・対応の強化に重点的に取り組む。
- 2) 整備類型：面的整備
- 3) 整備機能及び内容

機 能	内 容
① 相談	<ul style="list-style-type: none"> ・市が中心となり相談支援事業所が連携して対応 ・対象者のアセスメントを実施 →アセスメントシートを作成し、支援機関で共有 ・夜間・休日は宿直から担当者につなぎ常時連絡体制を確保 ・市と相談支援事業所の連絡体制を整備 ・相談支援専門員のスキルアップ（人材育成） <p>【検討事項】 基幹相談支援センター設置の検討</p>
② 緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所事業所を軸とした受け入れ →緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算等、措置の活用 ・居室確保事業の実施による受け入れ先の確保 <p>【検討事項】 受け入れ先までの移送方法の確立</p>
③ 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用を推奨 <p>【検討事項】 一人暮らしのための体験の場や機会の確保についての検討</p>
④ 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催研修を積極的に活用 <p>【検討事項】 市主催研修の検討</p>
⑤ 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会による連携・体制づくり ・地域のキーパーソンと相談支援専門員との連携 <p>【検討事項】 インフォーマルを含めたサービス提供体制の充実について検討</p>

4) 利用イメージ図



※障害支援区分認定、短期入所等の支給決定及び施設に慣れるための利用を勧奨する。

5) 整備に向けた対応

- ① 関係機関との協議
 - ・ 相談支援事業所…拠点等への協力、アセスメントシートの内容
 - ・ 短期入所事業所…拠点等・居室確保事業への協力、アセスメントシートの内容
- ② 地域自立支援協議会への報告